

熊本牧場における防疫対策について ＜衛生管理区域管理（物品の搬入出）＞

家畜改良センター熊本牧場では、褐毛和種の育種改良・種雄牛生産をしており、前号（[NLBC 家畜衛生通信第 17 号](#)←クリックすると第 17 号へリンクします）では、衛生管理区域における人の出入についてご紹介しました。今回は、衛生管理区域における物品等の搬入出についてご紹介いたします。

※熊本牧場では、防疫エリア（日頃から防疫の為に立入を制限しているエリア）とその内部に衛生管理区域を定めております。当該における衛生管理区域の区分けについて、詳細は NLBC 家畜衛生通信第 17 号をご覧ください。

衛生管理区域への物品等の搬入出

病原体の侵入防止の為に、過去 4 か月以内に海外で使用した物品及び業務に必要な物品の衛生管理区域内への持ち込みを禁止しています。業務に必要な物品については、新品又は洗浄、消毒（消毒液への浸漬、清拭、噴霧等）を行った物を持ち込むとともに、可能な限り衛生管理区域内に備えてあるものを使用することとしています。



図 1 物品等の搬入出

また、牧場外で家畜や枝肉等と接触する業務を行う場合はディスポのつなぎや靴カバー等を装着し、業務終了後は直ちに廃棄処分することとし、防疫エリア及び衛生管理区域内への持ち込みを禁止しています。長靴については使い捨て

が難しいことから、牧場外専用の長靴を使用し、防疫エリア及び衛生管理区域内へ持ち込まないようにするとともに、帰場後は直ちに消毒を行っています。

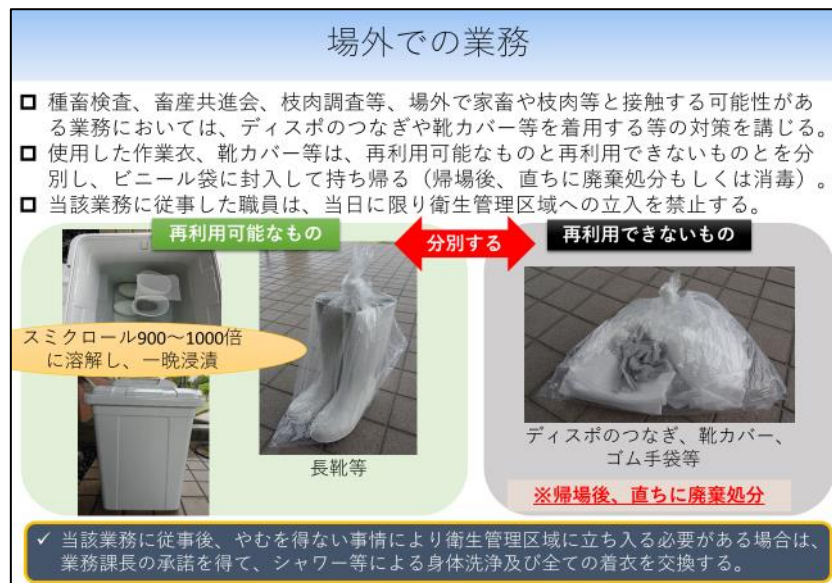


図2 場外での業務に必要な物品

さらに、洗浄、消毒が難しい購入飼料、牛の飲用水、精液や受精卵についても、防疫対応に努めています。購入飼料については、可能なものは衛生管理区域境界で受け渡しを行うことにより、運搬車の進入を最小限にするとともに、衛生管理区域に進入する場合は、その前後に車輛消毒及び運搬業者の方の更靴、更衣、消毒をお願いしています。飲用水は定期的な水質検査を行っています。精液や受精卵を購入する際には、生産農場において適切な防疫対策がとられているかどうかを事前に確認の上、購入するようにしています。

持ち込む場合だけではなく、病原体の拡大防止の為に、持ち出す場合にも注意が必要です。特に家畜の排泄物等が付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒等の措置を講じています。堆肥については、衛生管理区域内の堆肥舎において、完熟化してから搬出しています。

衛生管理区域への車輛の入退場

当場所所有の車輛（職員が使用・防疫エリア内に常置）を衛生管理区域に出入させる場合は、同区域の進入路に設置している車輛消毒槽を通過し、タイヤの消毒を行うとともに、消毒液を含ませたシート等でハンドル等を清拭します。なお、当場所所有車で外部の家畜関係施設を訪れた場合は、帰場後に防疫エリアに進入する際に動力噴霧器等により、車輛全体の消毒を行い、使用当日の衛生管理区域への進入は原則禁止としています。



図3 車輛の出入

人の出入りと同様に、病原体が物品や車輛に付着し持込・持出されるリスクがある事から、衛生管理区域に出入りする物品の管理も重要な事項であり、取組を紹介させていただきました。

また、前号・今号にかけて図でお示ししました職員向けマニュアルは出来るだけ写真を多く含め、視覚的に分かり易く作成するよう心がけています。新たに着任した職員に対しても、当场におけるさまざまな防疫対策を理解し、スムーズに業務が進められるよう役立てており、さらに、実際に防疫対策を行う場所に掲示することで、防疫対応の漏れを無くす効果もあるものと感じています。是非とも、農場でお試しいただければ何よりに存じます。

(以上)